

各位

昭和村役場税務会計課

家屋及び土地に関する申告について

平素より、村税につきましてはご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税につきましては、税務会計課の職員が巡回や各種情報を基に調査を進めておりますが、公平・適正性を確保するために所有者の方から毎年申告をいただいております。

つきましては、令和6年中（令和6年1月2日～令和7年1月1日）に家屋の新築・増改築・取り壊し、土地及び家屋の用途変更、また過去に申告漏れによる課税漏れ等がございましたら、下記「家屋及び土地に関する申告書」に記入のうえ、令和6年10月4日（金）までに役場税務会計課へ提出（電話連絡又は郵送・FAXでも可）をお願いいたします。

※該当がない場合や、家屋調査済の家屋、調査の日程調整等で役場と連絡中の場合は申告不要です。

家屋及び土地に関する申告書

令和6年 月 日

住 所 昭和村大字

氏 名

連絡先

1. 家屋の新築・改築・増築・取壊し

（リフォームでも床面積の増減がある場合は申告してください。）

家屋所有者	家屋所在地番	家屋種類	工事種類	工事完了日
例：昭和太郎	糸井388	住宅・車庫・倉庫 店舗・その他()	新築 増改築・取壊し	R6.12.1
		住宅・車庫・倉庫 店舗・その他()	新築・増改築・取壊し	
		住宅・車庫・倉庫 店舗・その他()	新築・増改築・取壊し	

2. 土地及び家屋の用途変更

資産所有者	種類	所在地番	変更前用途	変更後用途
例：昭和 太郎	土地・家屋	糸井388	畑	宅地
	土地・家屋			
	土地・家屋			

※ご不明点がありましたら役場税務会計課 担当 茂木・今井まで TEL：0278-25-3262（直通）